

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー                    | 事業名             | 所管課    | 事業概要  | 子ども・子育て | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画 | 成果の目標値     |          |
|----------------------------|-----------------|--------|---|---------|-------|---------|--------|------------|----------|
|                            |                 |        |   |         |       |         |        | 指標名        | 令和6年度目標値 |
| 教育・保育サービスの充実               | 施設型給付・地域型保育給付事業 | 子ども育成課 | 特定教育・保育ニーズに対応する施設整備、認定こども園の開園などの受け皿の確保、定員拡大に伴う保育士確保支援施策を通じて、全ての保護者が子どもを安心して預けることができる状態を目指す。保育士の資質向上研修や障がい児保育環境の充実により、質の高い保育サービスの提供を行う。                                      | ●       | ●     | ●       | ●      | 待機児童数      | 0人       |
|                            | 地域子ども・子育て支援事業   | 子ども育成課 | 多様なニーズに対応したサービスが提供されることにより、子育ての負担の軽減や仕事と子育ての両立支援などを受け、安心して子育てができる状態を目指す。延長保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業など、多彩な保育事業の実施により、保護者が社会的活動と家庭生活との両立と、安心して子育てができるような環境整備を行う。 | ●       | ●     | ●       | ●      | 延長保育利用者数   | —        |
|                            | へき地保育所実施事業      | 子ども育成課 | 大島地区に住む家庭の児童が、質の高い保育サービスの提供を受けることができ、保護者が安心して預けることができる状態を目指す。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 対象児童の入所率   | 100%     |
|                            | 学童保育所管理運営事業     | 子ども育成課 | 学童保育所を利用する保護者が、子どもを放課後や学校休業日に安心して預けることができ、安全で安心な遊びを体験させることができるよう学童保育所を運営する。指定管理者の更新、障がい児などへの対応強化、円滑な運営を実施する。また、学童保育利用料の減免制度（きょうだい児・ひとり親・非課税世帯・生活保護世帯）を運用し保護者の負担軽減を図る。       | ●       | ●     | ●       | ●      | 年間利用者数     | —        |
|                            | 学童保育所整備事業       | 子ども育成課 | 学童保育の利用を希望する児童全員を受け入れられるよう学童保育所の施設整備を行う。施設整備にあたっては、小学校や指定管理者などの関係者から意見を聴取して利用しやすい施設を整備する。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 待機児童数      | 0人       |
|                            | 就学時健康診断事業       | 教育政策課  | 就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、希望する保護者に対して就学相談を行うことで、適正に就学ができるようにする。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 就学時健康診断受診率 | 100%     |
| 支援<br>た向教家<br>め上育庭<br>のの力の | 子育て支援センター運営事業   | 子ども育成課 | 子育て世代の保護者が、子育て支援センターを利用することで、子育てに対する不安やストレスの軽減を図り、育児力を高めることを目指す。市民団体との協働による子育て支援センターの運営及び子育て講座や子育て支援事業を実施。子育て支援センターから子育てサロンへの支援を行う。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 講座等開催回数    | 43回      |

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー            | 事業名                 | 所管課    | 事業概要  | 子ども・子育て | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画 | 成果の目標値                         |          |
|--------------------|---------------------|--------|---|---------|-------|---------|--------|--------------------------------|----------|
|                    |                     |        |   |         |       |         |        | 指標名                            | 令和6年度目標値 |
| 教育力向上のための支援<br>家庭の | 子育て支援事業             | 子ども育成課 | 子育て世代の保護者が、子育てサロンなどを活用することで、子育て支援環境を充実させる。市民団体との協働による子育て支援センターと連携して、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、充実を図る。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 子育てサロン参加者数                     | 4,500人   |
|                    | 市民図書館事業             | 図書課    | 子どもや子育て中の保護者が、ともに本に親しみ市民図書館を身近に感じることができるよう充実を図る。また、ボランティア、市民活動団体、コミュニティ運営協議会と協働で、小さなころから本に親しむ機会を創出、子育て世代が何度も行きたくなくなるような図書館サービスを提供する。                                |         | ●     | ●       |        | 講座・イベント等参加者数                   | 12,000人  |
| ひとり親家庭等の自立支援       | 児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援事業 | 子ども家庭課 | ①18歳（児童に一定の障害がある場合は20歳まで）の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。<br>②障害児の生活向上のため特別児童扶養手当の申請受付、同手当を支給する県への進達事務を行う。                                  |         | ●     | ●       | ●      | 受給資格者数<br>①児童扶養手当<br>②特別児童扶養手当 | —        |
|                    | ひとり親家庭等医療事業         | 子ども家庭課 | 医療費の一部を助成することによりひとり親家庭等の福祉の増進を図る。   |         | ●     | ●       | ●      | 受給資格者数                         | —        |
|                    | ひとり親家庭自立支援事業        | 子ども家庭課 | ①ひとり親家庭の父または母のよりよい就業に向けた能力開発を支援し、自立の促進を図る。<br>②修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行う。<br>③ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。 |         | ●     | ●       | ●      | 自立支援者数                         | —        |
|                    | 母子生活支援施設等入所事業       | 子ども家庭課 | ①生活上のさまざまな問題のため子どもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。<br>②経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けさせる。   |         | ●     | ●       | ●      | 新規入所世帯数                        | —        |
|                    | 生活困窮者自立支援事業         | 福祉課    | 自立相談支援事業として生活困窮者対象に広く相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 相談支援により就職した者の数                 | 25人      |

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー  | 事業名        | 所管課    | 事業概要  | 子ども・子育て | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画 | 成果の目標値  |          |
|----------|------------|--------|---|---------|-------|---------|--------|---|----------|
|          |            |        |   |         |       |         |        | 指標名   | 令和6年度目標値 |
| 子育て経費の支援 | 子ども医療事業    | 子ども家庭課 | 医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増進、保護者の負担軽減を図る。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 受給資格者数  | —        |
|          | 児童手当給付事業   | 子ども家庭課 | 中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を支援する。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 受給資格者数  | —        |
|          | 就学援助事業     | 教育政策課  | 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品などを援助することですべての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けることができる環境を整備する。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 就学援助受給児童数<br>(小学生・中学生)                        | —        |
|          | 高校奨学金事業    | 教育政策課  | 市内の高校生が経済的な不安を抱えずに就学できるよう、経済支援として保護者に高校奨学金を支給する。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 奨学金認定者数                                       | —        |
|          | 重度障害者医療事業  | 子ども家庭課 | 医療費の一部を助成することにより、重度の障害がある人の福祉の増進を図る。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 受給資格者数  | —        |
|          | 障害児手当等給付事業 | 福祉課    | 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に障害児福祉手当を支給する。20歳未満の重度の障がい児に重度障害者年金を支給する。心身障害者扶養共済制度の加入者で、掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。  | ●       | ●     | ●       | ●      | ①障害児福祉手当給付額<br>②重度障害者年金給付額<br>③心身障害者扶養共済掛金助成額 | —        |
|          | 教育振興事務     | 教育政策課  | 地島又は大島に居住している中・高・大学生の保護者に対し、渡船を利用して通学するときの通学定期券購入費用を補助する。   | ●       | ●     | ●       | ●      | 補助金申請者数                                       | —        |
| 母子の健康の確保 | 母子保健事業     | 子ども家庭課 | ①妊婦健康診査・歯科健康診査事業<br>②乳幼児健診事業（4か月、7か月、1歳6か月、3歳）<br>③10か月すくすく相談事業<br>④発達相談小集団保育教室<br>⑤未熟児養育医療給付事業<br>⑥要支援者（フォロー者及び未受診者）訪問事業等を実施し、各サービスの機会を活用し、子どもと子育て家族に対し健康教育・相談を行い健康の増進を図る。 | ●       | ●     | ●       | ●      | 乳幼児健診受診率<br>(全事業平均)                           | 100%     |

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー           | 事業名               | 所管課    | 事業概要   | 子ども・子育て | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画 | 成果の目標値                   |          |
|-------------------|-------------------|--------|--|---------|-------|---------|--------|--------------------------|----------|
|                   |                   |        |  |         |       |         |        | 指標名                      | 令和6年度目標値 |
| 母子の健康の確保          | 子ども等予防接種事業        | 子ども家庭課 | 定期予防接種（BCG、四種混合、三種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、不活化ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、水痘、B型肝炎）と、任意予防接種（成人用風しん、おたふくかぜ）を実施する。   | ●       | ●     | ●       |        | 定期予防接種率（MR I・II期の平均）     | 100%     |
|                   | 妊娠包括支援事業          | 子ども家庭課 | ①母子手帳交付事業（すこやかマタニティクラス）<br>②妊婦・両親学級<br>③乳児家庭全戸訪問指導事業（助産師等によるあかちゃん訪問）<br>④妊婦・未熟児等への養育訪問事業<br>⑤産後ケア事業<br>⑥民生委員児童員によるこんには赤ちゃん事業<br>⑦なんでも栄養相談室⑧市内中学校妊婦体験教室等母子保健サービスを活用し、妊娠期から産後・子育て期まで継続的・包括的支援を行う。  | ●       | ●     | ●       | ●      | 訪問実施率（助産師等による訪問）         | 100%     |
| 障がいがある子ども・子どもへの支援 | 障害児通所支援など事業       | 福祉課    | 未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う。（児童発達支援）就学児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。（放課後等デイサービス）入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行う。（居宅介護）介護者が病気の場合などに、短期間の施設入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う。（短期入所）家族の負担の一時的な軽減を図るため、障害者支援施設などにおいて、活動の場の提供や見守りなどを行う。（日中一時支援）社会参加の促進などを図るために、外出が困難な障がい児に対して、外出支援を行う。（移動支援） | ●       | ●     | ●       |        | 障害者介護給付費<br>障害者地域生活支援事業費 | —        |
|                   | 知的障害者施設（のぞみ園）運営事業 | 子ども支援課 | 市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行う。   | ●       | ●     | ●       |        | 利用登録件数                   | —        |

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー                       | 事業名           | 所管課    | 事業概要  | 子ども・子育て | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画  | 成果の目標値                   |          |
|-------------------------------|---------------|--------|---|---------|-------|---------|---|--------------------------|----------|
|                               |               |        |   |         |       |         |   | 指標名                      | 令和6年度目標値 |
| 適応に不安のある子どもへの支援<br>障がいがある子ども・ | 発達障害支援事業      | 子ども支援課 | ①主に中学生までの子どもとその保護者の総合相談窓口として、電話や窓口、面談、子どもの支援に必要な各種検査実施、医師の診察を実施<br>②相談後、子どもの支援に必要な連携調整を各機関（医療・教育・福祉など）と行き、支援構築を行う。<br>③市内保育所・幼稚園への巡回相談<br>④発達障害に関する専門研修の開催<br>⑤市民啓発<br>⑥発達障害などに関する市民自主支援団体への活動支援<br>⑦庁舎内外関係機関との連携調整発達障害などに関する市民自主支援団体への活動支援は、必要時適宜。庁舎内外関係機関との連携調整は必要時迅速に行い、支援体制を構築していく。 | ●       | ●     | ●       | 総合相談件数  | —                        |          |
|                               | 発達障害早期発見事業    | 子ども支援課 | 年中児（満4歳）対象。宗像医師会、宗像園医会、宗像市幼稚園連盟、宗像市保育所連盟と行政が共同し、各園が行う内科健診に併設して健康診査を実施する。成長発達に支援が必要な子どもや要保護児童を早期発見、早期支援につなげる。また様々な保護者の育児の悩みに対応することで、不安軽減の機会とする。なお、市外の保育所・幼稚園などに在籍している子どもは市が実施する乳幼児健診で対応する。   | ●       | ●     | ●       | 健診受診率   | 100%                     |          |
|                               | 家庭訪問相談指導員派遣事業 | 子ども支援課 | 教育サポート室エールに通うことができない不登校状態、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望に基づいて「家庭訪問相談指導員」が定期的に家庭訪問し、信頼関係の構築を手掛かりに、エールへの通室や学校復帰を目指す。  | ●       | ●     | ●       | 派遣事業利用者数<br>①学校復帰者数<br>②エール通級者数<br>③改善者数（好ましい変容）          | 10人<br>①3人<br>②3人<br>③4人 |          |
| 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実          | 子どもの権利救済事業    | 子ども支援課 | 子ども基本条例に定める子どもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、公的第三者機関である子どもの権利救済委員及び救済委員を補佐する子どもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてのおなかた子どもの権利相談室を設置し、子どもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、助言・調査・調整・要請・勧告などを実施する。   | ●       | ●     | ●       | ①子どもの権利相談室認知率（子どもの権利相談室のことを知っている子どもの割合）<br>②子どもの権利相談室相談件数 | ①100%<br>②-              |          |

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 <基本方針:①保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します>

| 施策カテゴリー | 事業名                     | 所管課            | 事業概要      | 子ども・子育て   | 次世代育成 | 子ども基本条例 | 未来応援計画 | 成果の目標値 |                      |       |
|---------|-------------------------|----------------|-----------|---|-------|---------|--------|--------|----------------------|-------|
|         |                         |                |           |   |       |         |        | 指標名    | 令和6年度目標値             |       |
| 31      | 児童虐待防止対策の充実<br>子どもの権利救済 | 子ども家庭相談事業      | 子ども支援課    | 要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を活用しつつ、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ひとり親家庭への相談援助活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会の広報・啓発・研修機能を活用しつつ、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。子ども家庭相談室における子ども家庭相談援助活動の体制強化を図る。ケース検討会議を更に活発に実施することなどを通じて、子どもがかかわるすべての関係機関や施設など連携を図ることにより、より効果的な援助活動を推進する。<br>H30年よりスクールソーシャルワーカーを子ども支援課に配置し、福祉と教育が連携して課題のある世帯の支援を行う。 | ●     | ●       | ●      | ●      | 子ども家庭相談室相談件数         | —     |
| 32      | ワークライフバランスの推進           | 男女共同参画推進事業     | 男女共同参画推進課 | 男性も女性もいきいきと働くことができ、家族との充実した時間や地域活動への参加の時間が持てるなど健康で豊かな生活が送れるよう、仕事と家庭の調和の実現を目指す。固定的性別役割分担意識の解消を図り、家庭で男女が家事や子育てをともに担うことの大切さを啓発する。男女共同参画推進センターを拠点とし、男女共同参画の視点に立った講演会や講座の開催、男女共同参画に関する情報収集と情報提供に取り組む。  | ●     | ●       | ●      |        | 男女共同参画プラン事業達成度B以上の事業 | 100%  |
| 33      |                         | 男女共同参画推進センター事業 | 男女共同参画推進課 | 親子で参加しやすい講座を企画し、夫婦ともに子育てをするきっかけ作りや意識啓発を図る。特に、男性の子育て参画を促し、子育て力向上を支援する。子育てでいったん仕事を中断した方の再チャレンジを支援するため、就労支援を目的とした資格取得講座や起業支援講座の充実を図る。  | ●     | ●       | ●      |        | 講座等参加者数              | 1500人 |